

令和2年度補正予算 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業

Q&A 集

(令和2年7月1日現在)

※本Q&A集は、予告なく追記、変更されますので予めご了承ください。

※問い合わせは、極力電子メールを利用し、メール件名に、法人名及び応募予定の事業名を記入してください。(例：【株式会社〇〇〇】高機能換気設備事業問い合わせ)

問い合わせ先

一般社団法人静岡県環境資源協会
省CO2促進事業支援センター（以下「SERA」という。）
Email : center@siz-kankyuu.or.jp
TEL : 054-266-4161

(高機能換気設備に関する事項)

Q1：高機能換気設備とは何ですか。

A：空気を直接交換する一般的な換気設備・換気扇と異なり、外気と内気の熱交換を行うことで室内の温度変化を抑制しつつ、換気を行うことができる換気設備です。本事業では、換気設備は、全熱交換器のみ対象となります。

Q2：高機能換気設備を導入することで新型コロナウイルスを絶対に防げるのでしょうか。

A：本事業は、集団感染が生じた場所で共通する3条件、いわゆる3つの密の一つである「換気の悪い密閉空間」への対策による新型コロナウイルスの感染拡大リスク低減を目的としたものです。高機能換気設備の導入により、リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を回避することにつながりますが、この設備だけで新型コロナウイルス感染症を完全に防ぐことができるとは言えないものと考えています。換気以外についても、業種ごとにガイドラインなどにそった感染防止の工夫をしていただく必要があります。

Q3：冷房・暖房の使用への影響はあるのでしょうか。

A：高機能換気設備は、室内の温度変化を抑制しつつ換気ができるもので、通常の換気設備の場合と比べて冷房・暖房の使用を増やさないことが期待されます。それにより、空調負荷の低減、エネルギー消費量（光熱費）の削減にも寄与すると考えています。

(申請者に関する事項)

Q4：一社で複数の応募はできますか。

A：可能です。

Q5：中小企業に限るのでしょうか。大企業や個人事業主は補助対象となりますか。

A：大企業も申請いただけますが、補助対象経費に対して補助率は1/2となります。また、個人事業主も対象となり、補助率は中小企業と同様となります。

Q6：親会社は大企業扱いですが、中小企業として補助対象となりますか。

A：いわゆるみなし大企業の場合には、中小企業には該当しません。

Q7：地方公共団体の組合や国立大学・公立大学は申請できますか。

A：地方公共団体の組合、国立大学・公立大学は申請できません。

Q8：対象施設はどのようになるのでしょうか。

A：民間の業務用施設等（製造業・鉱業・建設業・農林水産業の工場等の施設、輸送用施設、住宅を除く）が対象となり得ます。事務所や学校（私立）等も対象となり得ます。公募要領3ページの「2. 対象施設」に示すとおり、中小企業（個人事業主を含む）かつ不特定多数が利用する室については補助率が2/3、特定の者が利用する室や中小企業以外の者の補助率は1/2となります。

【補助対象となる施設（例）】

日本標準産業分類にある業種	施設（例）	補助率	
		中小企業 個人事業主	大企業
卸売業_小売業	総合スーパー、小売店、飲食料 卸売店	2 / 3	1 / 2
不動産業_物品賃貸業	不動産賃貸を行う事務所		
宿泊業_飲食サービス業	ホテル、旅館、酒場、食堂、レ ストラン		
生活関連サービス業、娯楽業	フィットネスクラブ、結婚式 場、理美容室、興行場		
医療_福祉	病院、老人ホーム、福祉ホーム		

Q9：住宅や公共施設は対象でしょうか。

A：本事業は、民間の業務用施設が対象ですので、住宅や公共施設はいずれも対象外となります。

Q10：他の補助金と併用は可能ですか。

A：国からの他の補助金と重複する補助対象経費は認められません。国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金を加えた額の返還が必要となるので、ご注意ください。

Q11：補助事業の対象期間は、いつからいつまでになりますか。

A：交付決定日から令和3年1月31日までとなります。

Q12：申請時には、どのような書類を準備したら良いでしょうか。

A：申請者の財務諸表、工事図面、見積書等が必要になります。必要書類は応募申請時提出書類一覧表に記載しておりますので、ご確認をお願いします。

(対象設備・経費等に関する事項)

Q13：補助対象となる高機能換気設備の要件はあるのでしょうか。

A：次の通りになります。

- ・全熱交換器（導入に当たっては、必要換気量1人当たり毎時30㎡以上を確保すること）であること
- ・熱交換率40%以上であること

なお、非熱交換型換気扇やインバータ制御される送風機等は補助対象外になります。

Q14：空調機器等は対象になるのでしょうか。

A：高機能換気設備とあわせて導入する場合に限り、換気を行う室に係り、対象施設のCO₂削減に資する空調機器及び照明設備を補助対象とします。

Q15：既存施設において換気設備を更新する場合のみ対象となるのでしょうか。施設を新築する場合や既存施設において換気設備を追加する場合は、対象になるのでしょうか。

A：施設を新築する場合、既存施設において換気設備を追加する場合も要件を満たすことで対象となります。

Q16：高機能換気設備の設置工事費は補助対象でしょうか。同時に改装も考えていますが、どの程度の範囲が補助対象でしょうか。

A：高機能換気設備及び同時に導入する空調機器・照明機器の設置工事費は補助対象となりますが、この設備工事とは関係のない改装工事は補助対象外です。

Q17：付帯設備の範囲はどこまでですか。

A：エネルギー起源 CO2 の削減を達成するために必要な設備に係る範囲となります。
例えば、空調設備の配管については、適切な稼動に必要と判断されるものが対象となります。

Q18：既存設備の撤去に係る工事費は補助対象経費となりますか。

A：対象になりません。設備更新の場合、「撤去に係る工事費」と「設備導入に係る工事費」とは切り分けた上で、後者のみを計上してください。

Q19：設備設置のために必要となる、建屋の建築及びその基礎工事は対象となりますか。

A：対象になりません。

Q20：補助事業による取得財産であることを示すために貼り付けるプレート等の費用は、補助対象経費になりますか。

A：対象になりません。

Q21：補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間にわたり「事業報告書」を提出するとありますが、エネルギー使用量の計測器購入及び設置費用は、補助対象経費になりますか。

A：対象になりません。

なお、新設した設備の個別の消費したエネルギーを測定する機器等が無い場合は、

施設全体のエネルギー消費量を踏まえたうえで、運転稼働実績等から消費エネルギーを推定して、説明で可能な算出数値でも問題ありません。

(申請に関する事項)

Q22：補助金の上限値、下限値はありますか。

A：限られた予算を多くの方に使っていただくために、換気設備以外の設備の補助対象経費の上限額は、換気設備の補助対象経費と同額とし、それぞれ上限を1,000万円とします。補助金は補助対象経費に対して、補助率(2/3または1/2)を乗じた金額になります。補助金＝補助対象経費×補助率(2/3または1/2)になります。

なお、下限値はありません。

例1：経費900万円の場合 補助率2/3の場合

補助金600万円＝補助対象経費900万円×補助率(2/3)

例2：経費1200万円(換気設備600万円、空調等600万円の場)

補助率1/2の場合

補助金600万円＝補助対象経費1200万円×補助率(1/2)

Q23：申請額に消費税を含めて良いですか。

A：消費税を抜いて申請してください。

ただし、以下の補助事業者(代表事業者)については、消費税を含めて交付申請することが可能です。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)補助事業者
- ④消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者(ただし、特定収入割合5%超の場合)

Q24：採択後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合には補助金額の増額は可能ですか。

A : できません。採択通知に記載された補助金交付予定額が交付申請額の上限になります。補助金交付予定額を超える交付申請はできませんので、可能な限り正確な値で応募申請を行うようお願いいたします。

Q25 : 概算払を受けることができますか。

A : 概算払は行いません。

Q26 : 見積依頼業者から提出された見積書内訳は、「〇〇付属品一式△△円」という記載ですが、問題ありませんか。

A : 補助対象となる経費を確認するため、経費内訳は必ず数量×単価で記載し、その根拠が必要となります。見積依頼業者には、概算であっても一式では計上せず、全ての品目について数量と単価が記載されている見積書の内訳を求めて下さい。

Q27 : 応募に当たっての添付資料で金額の根拠がわかる書類（見積書等）が求められています。応募時にも3者以上の見積書が必要ですか。

A : 応募時は、1者からの見積書で構いません。ただし、交付決定後の業者選定時には、公募要領等に定める場合を除き、競争原理が働く方法で発注先を選定する必要があるため、必ず競争入札又は3者以上の見積書を徴取して最適な業者を選択してください。例外的に1者からの見積りにより随意契約を行う場合は、予め「理由書」を提出し承認を受けてください。

Q28 : 応募申請後、申請者の都合等により補助金申請を辞退する必要がある場合、どのように対応すれば良いですか。

A : 採択通知前の場合には取下げ書を、採択通知受領後であれば、辞退届を提出してください。交付決定後は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、「中止(廃止)承認申請書」(様式第6)を提出してSERAの承認を受ける必要があります。

Q29 : 工事費の細分は、指定された細分（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）とする必要がありますか。

A : 経費内訳書の細分は、指定の項目（公募要領：別表第1）としてください。例えば、自社の発注設計書が機械設備費、配管工事費、電気工事費、仮設養生費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等で積算している場合には、補助対象となる経費を積算内訳書で指定の細分に整理して計上してください。

Q30 : 業者の選定は交付決定前に行っても良いですか。また、入札手続き等の準備は交付決定前に進めていても良いですか。

A : とともに問題ありません。契約はしないようご注意ください。

Q31 : 工事業者等への補助事業の発注（契約）は、いつから行えますか。

A : 公募要領等に定める場合を除き、原則、交付決定日以降に行ってください。採択通知ではございませんのでご注意ください。

Q32 : 交付決定前に工事業者等へ発注をしている場合は、補助対象となりますか。

A : 補助事業は、交付決定日以降に開始することが要件となります。公募開始以降、交付決定前までの期間に当該発注、契約締結に向けた準備行為（入札公告、落札者決定等）を行うことは認められますが、公募要領等に定める場合を除き、交付決定日以降に発注、契約したものしか補助金の交付対象とはなりません。

Q33 : 工事業者等への発注は「競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。

A : 競争入札又は3者以上による見積合せを行ってください。なお、1者からの見積りにより随意契約を行う場合は、予め客観的理由等を記載した「選定理由書」を提出し承認を受ける必要があります。

Q34 : 補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能ですか。

A : 別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。ただし、その場合には、補助対象の工事と補助対象外の工事の費用が発注書・契約書、請求書等の中で明確にわかるようにしてください。

Q35 : 事業が予期せぬ事情で期間内に完了できないと見込まれる場合は、どうしたら良いですか。

A : 速やかに SERA に連絡してください。

Q36 : 共同申請の際、応募申請書（様式第 1）の申請者は誰にすれば良いですか。

A : 代表事業者としてください。なお、代表事業者とは、交付規程第 3 条 3 で、「代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者」としています。

Q37 : 応募申請が採択された後、交付申請までの間に設備の導入計画の見直し等を行った場合、交付申請時に提出する事業実施計画書（様式第 1 の別紙 1）は応募申請時のものから変更しても構いませんか。

A : 交付申請の際に提出する実施計画書は、原則として、応募申請の際に提出したものと同一のものとしてください。変更が必要な場合には、速やかに SERA に相談してください。なお、交付決定後の変更の場合は、交付決定後に計画変更承認申請（交付規程第 8 条の三）による手続を行っていただきます。また、補助金の額に変更を伴う場合は、変更交付申請（交付規程第 6 条）の手続が必要になります。

Q38 : 補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのですか。

A : 「軽微な変更」とは、補助対象経費費目の各配分額の 15%以内の変更であり、かつ以下の 2 点に該当する場合を指します。なお、変更する必要が生じた場合、不明な点がある場合は、SERA に相談してください。

- (1) 事業の目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
- (2) 事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

Q39 : 事業完了とは、設備等の引渡しが済んだことをいうのですか。

A : 検収を実施した時点で事業完了とし、完了実績報告書を提出してください。領収書等の支払いを証する書類は、精算払請求書の提出までに SERA に提出してくだ

さい。

Q40：補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点を教えてください。

A：補助事業者は、交付規程に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、交付規程様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産等に「令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業）」で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。

Q41：補助事業で取得した財産を、何かしらの事情で処分する必要が生じた場合は、どのような手続が必要になりますか。

A：取得財産等のうち処分を制限する財産は、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産です。これらを処分の制限期間内に処分する時は、SERAに申請し承認を受けなければなりません。処分の制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）によるその財産の法定耐用年数となります。

Q42：補助事業で導入した空調設備を数年後（法定耐用年数内）に保守点検した結果、故障（又は劣化等）による部品交換が発生した場合にも、交付規程第8条十三の取得財産の処分に該当するものとして環境大臣の承認を受ける必要がありますか。また、全部交換の場合は、どうなりますか。

A：故障等による部品交換の場合には、修理した設備の使用を継続するため、財産処分手続は不要となります。ただし、修理により設備の過半を超える部分の交換、又は全部交換となる場合には、財産の処分の手続を経て、環境大臣の承認を得たうえで処分が可能となります。また、全部交換となった場合、財産処分納付金の納付を求める場合があります。ただし、その適否については全部交換となった要因により異なりうるため、詳細は「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」を参照いただくとともに、事案発生時にはSERAまで直ちに

相談いただきますようお願いいたします。

Q43 : PO ファイナンス（本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用することはできますか。

A : 可能です。PO ファイナンスを活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の SERA に対する補助金請求に当たっては、PO ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定してください。なお、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金は PO ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込みます。

Q44 : 今後のスケジュールはどうなりますか。

A : 公募期間は令和 2 年 7 月 10 日（金）までです。その後審査があり、7 月下旬頃採択決定、8 月中旬頃～交付決定の予定です。交付決定日以降に事業開始となり、令和 3 年 1 月 31 日までに事業完了となります。

Q45 : 公募要領 7 ページに記載の「熱交換率 40%以上(JIS B 8639 で規定)」について、これは熱交換効率の何を示すのでしょうか。また、JIS B 8628 で測定されたものは対象外ですか。

A : 熱交換率（温度）で 40%以上、JIS B 8628 で規定されたものが対象になります。